

平成30年11月21日

〒467-0806

名古屋市瑞穂区瑞穂通2丁目27-1

ひらい歯科 院長 平井健人 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075名古屋市千種区内山三丁目28-2
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL: 052-734-8107
FAX: 052-734-8108

申入書

前略

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴殿が営業しているひらい歯科のホームページ（以下、「ホームページ」と言います。）（URL：<http://dental-hirai.jp/>）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、医療法及び不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」と言います）に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる広告がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴殿の見解や対応につき、平成30年12月21日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴殿からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

草々

申入れ事項

第1 申し入れの趣旨

貴殿が営業している歯科医院のホームページの医療行為に関する広告について、医療法6条の5第1項、第2項各号及び景表法5条に適合するよう改めて下さい。

第2 申し入れの理由

1 ホームページに掲載されている広告

貴殿が営業している歯科医院のホームページにおいて、「名古屋エリア1位、年間600本以上の実績」などの医療行為の実績を表示し、消費者に対して当該医療機関及び医療行為の広告が行われています。

2 医業・歯科医業等の広告規制

ご存知のように、医療法が改正され、平成30年6月1日からは、医療機関のホームページも広告として扱うこととなりました。

医療法6条の5第1項は、「何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この節において単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。」と定め、医療行為について広告できる事項を規定しています。そして、医療法によると、①他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと②誇大な広告をしないこと③公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないことなどが、医療広告の内容及び方法として求められております（医療法6条の5第2項各号）

3 景表法の規制

景表法5条は、自己の供給する商品等の内容や取引条件について、実際のもの又は競争事業者のものよりも、著しく優良であると示す又は著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を不当表示として禁止しています。そして、公正取引委員会の「比較広告に関する景品表示法上の考え方」（比較広告ガイドライン）によると、比較広告とは、「自己の供給する商品又は役務（以下「商品等」という。）について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し（暗示的に示す場合を含む。）、商品等の内容又は取引条件に関して、客観的に測定又は評価することによって比較する広告」とされています。

そして、適正な比較広告であるというためには、①比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること②実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること③比較の方法が公正であることといった3つの要件をすべて満たし、一般消費者に誤認を与えることがないようにすることが求められています（比較広告ガイドライン2（2）参照）。

4 ホームページの医療広告

- (1) そもそもホームページの記載が広告といえるのかについて、医療広告ガイドライン（医政発0508第1号）によると、①患者の受診等を誘引する意図があること②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名

称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であることといういずれの要件も満たす場合に、広告に該当するものとされています（ガイドライン第2の1参照）。

ホームページには、①「インプラント無料相談会」といった記載や、インプラント治療の治療費などを記載していることから、インプラント治療を求める患者の受診等を誘引する意図があり、①の要件を満たします。また、ホームページのトップページには、「ひらい歯科」という記載がされていることから、②の要件も満たします。

以上から、ホームページが医療法上の広告に該当します。

- (2) ホームページに掲載されている医療行為に関する広告は、「名古屋エリア1位」と記載されているものですが、「名古屋エリア1位」といった最上級の表現は、たとえ事実であったとしても、優秀性について著しく誤認を与えるおそれがあるため、禁止される旨医療広告ガイドラインにより指摘されており（ガイドライン第3の1（3）参照）、「他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告」（医療法6条の5第2項1号）にあたります。

また、インプラント治療につき「年間600本以上の実績」といった表現もホームページ上に見受けられます。たしかに、「当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」（医療法6条の5第3項13号）について広告はできます。しかしながら、「広告された内容（手術件数）の成否が容易に検証できるようその広告された手術件数について、ウェブサイト、年報等広く住民に周知できる方法により広告されていること」が必要である旨医療広告ガイドラインに定められており（ガイドライン第5の4（13）参照）、ホームページ上では、手術件数が年間600本以上であることの根拠の記載は見受けられません。したがって、「年間600本以上の実績」との記載は、医療法第6条の5第1項に適合しない広告といえます。

- (3) ホームページに掲載されている「名古屋エリア1位、年間600本以上の実績」という記載は、ひらい歯科の提供するインプラント治療が、競争関係にある他の歯科医院と比較して多数行われているものを示すものであることから、「自己の供給する商品又は役務について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し、商品等の内容又は取引条件に関して、客観的に測定又は評価することによって比較する広告」にあたります。

そして、ひらい歯科では、インプラント治療について、年間600本以上の実績があること、名古屋エリア1位であることについて、ホームページ上では客観的に実証すらされておりません。

したがって、ホームページの「名古屋エリア1位、年間600本以上の実績」という記載が、景表法上禁止されている比較広告に該当します。

5 結論

よって、ホームページの医療行為に関する広告について、医療法6条の5第1項、第2項各号及び景表法第5条に適合するよう改めてください。

以 上